

## 研究活動における不正行為への注意

明治大学大学院

昨今、大学を含む国内外の諸研究機関に対して、科学・学術研究を行う際の倫理基準の遵守を徹底し、こうした基準に反する不正行為（論文の「剽窃（盗用）」、資料・データの「改竄・捏造」等）への厳正なる対応、またそれらを未然に防ぐための方策の検討が求められています。大学院生諸君にも、こうした不正行為に対する忌避の意識を新たにする必要があります。

不正行為は、それを行った個人のみならず、研究機関としての本学の社会的信頼を著しく低下させるものであり、絶対に許されない行為です。本大学院は、不正行為を行った者に対して、大学院学則に則り、処分等の厳正なる措置をとります。大学院生諸君は、あらかじめ以下の点に十分に留意し、研究活動を適正に遂行するよう努めてください。

### 【論文の剽窃（盗用）は社会的に許されない犯罪行為】

剽窃（盗用）行為は、他人の研究業績を無断で借用することであり、研究活動の倫理に反するだけでなく、他人の著作権を侵害する犯罪行為ともなる社会的に許されない行為です。

〔剽窃（盗用）行為とみなされる事例〕

- 故意の有無を問わず、活字媒体（書籍・雑誌・新聞等）やWEBサイト等に掲載された他人の文章（無署名の文章も含む）や資料等を、出典を明記せずにそのまま使い、あるいは前後関係や語句を若干変更した程度で、論文（授業中のレポート等を含む）を作成すること。
- 当人が作成した論文の構成において、引用文献（出典を明示して引用した文献）を研究目的上適切と認められる範囲を逸脱して利用すること。

### 【データの改竄・捏造は研究活動そのものに対する背信行為】

データの改竄・捏造は、研究成果それ自体に対する信頼をなきものとするだけにとどまらず、研究者としての信用を失墜させ、自ら研究者としての道を断つ行為であり、科学・学術研究に対する信頼を低下させる重大な背信行為です。

〔データを改竄・捏造したとみなされる事例〕

- 調査収集・実験等により得られた資料・データ等を意図的に書き換えること。
- 事実でないこと、また実際にはなかったことを事実であるかのように作り上げる

### 【不正行為に対する大学の処分】

以上のような不正行為が発覚した場合には、事実確認のうえ、当該学期または学年の単位の無効化は言うまでもなく、大学院学則第62条の規定に則り、「けん責」、「停学」または「退学」の懲戒処分を行います。

以上